

令和 4 年度 岐阜県観光連盟
高山本線利用促進に係る旅行商品等助成金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、一般社団法人岐阜県観光連盟（以下、「連盟」という。）が、高山本線の利用促進から、沿線の観光資源の魅力を活用し、さらなる県内への観光誘客を推進するため、東海旅客鉄道株式会社の高山本線を利用した旅行商品の造成・販売を支援する目的で交付する助成金について、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象事業者)

第 2 条 助成金の対象となる事業者（以下、「対象事業者」という。）は、東海旅客鉄道株式会社の「ずらし旅×Hello New HIDA キャンペーン」・「Hello New HIDA キャンペーン（スペシャル）」の個人型旅行商品を取り扱う事業者とする。

2 岐阜県が定める「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」（以下「暴排措置要綱」という。）第 3 条に規定する暴排措置の対象となる事業者は、本助成事業の対象としないものとする。

(助成要件)

第 3 条 事業の対象となる旅行商品は、次の要件を全て満たすものであること。

- (1) 高山本線を利用した県内を着地とする国内旅行商品であること。
- (2) 本県の宿泊施設に 1 泊以上宿泊又は日帰り旅行であること。
- (3) 令和 4 年 7 月 1 日から令和 4 年 9 月 30 日までの間に催行される商品であること。
- (4) 旅行商品には本助成制度が適用となっている旨を広告媒体等に掲載すること。
- (5) 旅行の実施期間中において、岐阜県もしくは発地の都道府県を対象区域とする新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」又は「まん延防止等重点措置」が発令されていないこと。

2 本事業の支給事由と同一の事由により支給要件を満たすこととなる国・県の各種助成金（国・県が他の団体等に委託して実施するものを含む。）が併給されないものであること。

(助成額)

第 4 条 助成金は送客実績に応じて助成額を算定し、助成単価等は、次のとおりとする。

助成単価		助成限度額（1 社あたり）
宿泊旅行の場合	有料人員一人あたり 2,000 円	50 万円
日帰り旅行の場合	有料人員一人あたり 1,000 円	

(助成金の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする対象事業者は助成金交付申請書(様式第1号)を会長に提出するものとする。

(助成金の交付決定)

第6条 会長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、審査のうえ、助成金交付決定通知書(様式第2号)により、対象事業者へ通知するものとする。

(事業の変更)

第7条 対象事業者は、前条の規定により助成金の交付決定を受けた事業について、内容、実施方法等の一部を変更しようとする場合は、速やかに連盟と協議し、指示を受けるものとする。

2 対象事業者は、実施内容の一部変更協議が整ったときは、助成金変更承認申請書(様式第3号)を速やかに提出し、会長は助成金変更承認通知書(様式第4号)により対象事業者に通知するものとする。

(事業の中止)

第8条 対象事業者は、助成金を活用した事業を中止する場合は、申請取下げ書(様式第5号)を会長に提出するものとする。

(実績報告)

第9条 対象事業者は、事業が完了したときは、事業終了後、30日以内に次に掲げる書類を会長に提出するものとする。

(1) 助成金実績報告書(様式第6号)

(2) 旅行商品に本助成制度が適用となっている旨が掲載されたことが確認できる書類(パンフレット、広告等)

(助成金の額の確定)

第10条 会長は、前条の規定による報告があった場合には、必要な検査を行い、適正であると認めるときは、助成金の交付額を確定し、助成金額の確定通知書(様式第7号)により、対象事業者に通知するものとする。

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う交付決定の取消し)

第11条 会長は、第6条の規定により助成金の交付を決定した後、旅行の実施期間中において、岐阜県もしくは発地の都道府県を対象区域とする新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」又は「まん延防止等重点措置」が発令された場合は、該当する期間の旅行商

品については、交付決定を取消すものとする。

(助成金の交付)

第 12 条 対象事業者は、助成金の交付を受けようするときは、助成金請求書（様式第 8 号）を会長に提出するものとする。

- 2 助成金の交付は、精算払いとする。
- 3 連盟は、第 1 項の請求書を受理したときは、30 日以内に支払うものとする。

(助成金の関係書類等の保存)

第 13 条 対象事業者は、助成金にかかる関係書類、帳簿等を整備し、かつ、これらの書類等を対象事業が完了した日の属する会計年度終了後 5 年間保存するものとする。

(暴力団の排除)

第 14 条 第 5 条の規定による申請があつた場合において、申請者が第 2 条第 2 項の規定に該当するときは、会長は申請者に対して助成金を交付しないものとする。

- 2 会長が第 6 条の規定による交付決定をした後において、交付決定を受けた者が第 2 条第 2 項の規定に該当することが明らかとなったときは、助成金の交付を取り消すものとする。
- 3 前項の場合において、第 12 条の規定により既に助成金が交付されているときは、助成金の返還を命ずるものとする。

(立入検査等)

第 15 条 会長は、事業の執行の適正を期すために必要があるときは、対象事業者に対して報告をさせ、又は事務所に立ち入り、関係書類等を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めのないものは、必要の都度、会長が別に定めることができるものとする。

附 則

この要綱は、令和 4 年 5 月 19 日から適用する。